

**令和４年度 彦根市指定地域密着型サービス事業候補者
募集要項**

令和４年８月

彦根市 福祉保健部 高齢福祉推進課

1 公募の趣旨

彦根市（以下「市」という。）では、介護や支援を必要とする状態となっても、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、令和3年度から令和5年度までを計画期間とする「第8期彦根市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、地域密着型サービスに係る基盤整備を進めています。

このたび、地域密着型サービス事業者の指定を公正かつ円滑に進めるため、公募により「彦根市地域密着型サービス事業候補者」を募集します。

2 募集するサービス・募集数

今回は、令和5年度に事業を開始する次のサービス事業候補者を募集します。

サービス名	募集数	定員	対象圏域
認知症対応型共同生活介護	1ユニット	9人	彦根市内全域

※認知症対応型共同生活介護の定員は、1ユニット（9人）とします。

※認知症対応型共同生活介護の事業所形態は、単独の事業所・本体事業所のあるサテライト事業所（本体事業所とサテライト事業所は、（通常の交通手段を利用して）自動車等による移動に要する時間がおおむね20分以内の近距離であること）を問いません。

※介護予防サービスがあるものについては、全て介護予防サービスを含みます。

※サービスの定員は、基準で定める上限とします。

※整備方針については、第8期彦根市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の『3 介護保険サービス基盤の整備方針』（P.89）にも記載しています。

3 主な関係法令等

関係法令等を遵守してください。

- (1) 介護保険法（平成9年法律第123号）
- (2) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号）
- (3) 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）
- (4) 彦根市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準等を定める条例（平成25年3月26日条例第1号）
- (5) 彦根市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備および運営ならびに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成25年3月26日条例第2号）
- (6) 彦根市指定地域密着型サービス事業所および指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関する規則（平成18年3月31日規則第29号）
- (7) 彦根市地域密着型サービス事業所の指定等に関する要綱（平成18年7月14日告示第140号）

4 応募事業者の資格要件

次の事項を全て満たすこととします。

- (1) 既に介護保険事業の運営を行っている法人であること、または新規に介護保険事業を開始する法人で介護保険事業の経験のある事業者との連携および介護保険事業の経験のある職員の採用を確保しているものであること。
- (2) 介護保険法第 78 条の 2 第 4 項各号に定める欠格事項に該当しないこと。
- (3) 一般社団法人彦根愛知犬上介護保険事業者協議会に加入していること（新規に介護保険事業を開始する法人にあっては加入見込みがあること）。
- (4) 当該法人およびその代表者が市町村税を滞納していないこと。
- (5) 彦根市暴力団排除条例（平成 23 年彦根市条例第 17 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条第 2 号に規定する暴力団員および同条例第 6 条に規定する暴力団員と密接な関係を有する者ではないこと。
- (6) 応募事業者（運営法人）自らが開設し、指定を受けるものであること。
- (7) ニーズにきめ細かく応えることができる能力、資金および意欲を有しており、長期的に安定した運営ができること。

5 土地および建物の要件

- (1) 地域や家庭との結び付きを重視した運営に努め、地域との交流（つながり）を保つことができる環境にあること。
- (2) 応募事業に係る土地および建物が安定的に確保できる見込みであること。
- (3) 事業予定地は、各種開発規制等の制限をクリアし、確実かつ適正に施設整備が可能であること。
（事業予定地での開発が可能か、応募事業者において必ず関係機関等で確認・把握した上で、事業予定地を選定してください。）
- (4) 事業を開始することについて、事業着手までに地域住民の理解が得られる見込みであること。
なお、今回の応募に際して地域へ説明を行う際には、「彦根市の事業候補者公募に応募し、選定されることが条件であるため、事業化されない場合がある」旨を説明資料等に記載するなど、応募するための事前説明であること、現時点では施設整備が確定したものではないことを地域住民等の誤解を招かないように十分に説明すること。
- (5) サービスを実施する土地・建物が「土砂災害特別警戒区域」の区域内にないこと。また、当該土地・建物が「土砂災害警戒区域」、および「浸水想定区域」にある場合、災害を想定した設計内容、避難計画の作成等、安全上および避難上の対策を行うこと。
- (6) 新耐震基準（昭和 56 年の建築基準法施行令改正以降の基準）を満たしていない建物については耐震補強を行うこと。
- (7) 介護保険関係法令等のほか、都市計画法や消防法など遵守すべき関連法令の基準を満たしていること。

6 応募方法

(1) 提出書類（別紙参照）

地域密着型サービス開設計画書および添付書類

（書式は彦根市ホームページからダウンロードしてください。）

(2) 提出部数

正本 1 部および副本 9 部（正本のみ様式第 1 号を含む。）

(3) 形式

A4 版（長辺左綴じ・様式第 1 号を除く全ての書類下部中央にページ番号を付すこと。）

※ 開設計画書（付表 1～7）、添付書類（付表 1、3、4、5 関係）の順に綴ること。）

(4) 受付期間

令和 4 年 8 月 1 日（月）から令和 4 年 9 月 30 日（金）午後 5 時まで

（郵送の場合は当日必着のこと）

(5) 提出先

彦根市福祉保健部高齢福祉推進課事業者支援係

（彦根市保健・医療複合施設 くすのきセンター 2 階）

(6) 注意事項

- 1 応募書類は返却しません。
- 2 応募書類の作成・提出等に要する費用は全て応募者の負担とします。
- 3 応募書類に虚偽の記載があることが判明した場合は、失格とします。
- 4 様式の記入欄が不足する場合等は、適宜補正して使用してください。
- 5 指定項目については、全て記入してください。
- 6 計画書作成に使用するソフトの種類は問いません。

7 事業候補者の選定

- (1) 選定方法は、彦根市地域密着型サービス運営委員会による提出された計画書に基づく書類審査および後日開催するヒアリングにて行います。
- (2) 選定基準は、条例で定める人員基準・運営基準・整備基準等が満たされているか、地域密着型サービスの趣旨に沿った運営方針であるか等とします。
- (3) 委員による採点の平均点数が 6 割以上とし、競合した場合は得点の高いものとします。ただし、応募者数が募集数以下であっても点数が 6 割に満たない場合は選定されません。
- (4) 選定結果は、応募者への通知とともに、ホームページで事業候補者名を公表します。
- (5) 応募者がいない場合や事業候補者が決定しなかった場合は、再募集をすることがあります。

8 交付金および補助金について

市の補助金としては、建物の整備費用（彦根市公的介護施設等施設整備費補助金）と開設の準備費用（彦根市公的介護施設等開設準備経費補助金）に関するものがあります。

この補助金の原資は、国の交付金または県の補助金で、一旦、市に交付された後に市が事業者交到

付するものですが、この交付金等は必ずしも採択されるものではありません。

なお、彦根市では、上乗せ補助や単独補助も行いませんので、交付金等が採択されない場合、市の補助金はありません。

また、交付金等が採択され、市の補助金の交付を受ける場合は、各交付要綱に基づく申請が必要となりますが、交付申請に基づく交付決定の後でないと施工業者の入札ができないため、着工は年度当初ではなく夏頃になる可能性があるとともに、年度内に完成および開設する等の要件もあります。

市の補助金の交付を希望する場合は、彦根市公的介護施設等施設整備費補助金交付要綱（平成 18 年 12 月 26 日告示第 219 号）および彦根市公的介護施設等開設準備経費補助金交付要綱（平成 22 年 1 月 26 日告示第 22 号）の内容を応募の前に十分に確認してください。

9 地域密着型サービス事業者の指定

- (1) 事業候補者として選定されても、地域密着型サービス事業者としての指定が確約されたものではありません。
- (2) 事業候補者として選定された事業者が地域密着型サービス事業者の指定を受けるためには、事業所開設予定日の少なくとも 1 か月前までに必要な書類を揃えて指定の申請を行ってください。指定基準等を満たさない場合は指定されません。
- (3) 指定日は、原則、毎月 1 日とします。
- (4) 事業開始予定日が遅れると見込まれた場合は、市と協議してください。なお、相当期間を経過しても事業が開始できない場合は、事業候補者の選定を取り消します。

10 スケジュール

- (1) 応募書類提出期限
令和 4 年 9 月 30 日（金） 午後 5 時必着 （郵送の場合は当日必着のこと）
- (2) 選定・ヒアリング
令和 4 年 10 月～11 月頃（日時は後日通知します。）
- (3) 選定結果発表
令和 4 年 12 月頃
- (4) 指定申請
事業所開設日の少なくとも 1 か月前
- (5) 事業開始
令和 5 年度（令和 5 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日）

《問合せ・提出先》

彦根市 福祉保健部 高齢福祉推進課

〒522-0057 彦根市八坂町 1900 番地 4

（彦根市保健・医療複合施設 くすのきセンター 2 階）

TEL：0749-24-0828 FAX：0749-24-5870

【別紙】応募にかかる提出書類一覧

<開設計画書>

No.	項目	備考	様式
0	応募申込書	所定様式	様式第 1 号
1	開設計画書	所定様式	(付表 1)
2	趣旨・理念・運営方針等	所定様式	(付表 2)
3	開設予定地の状況・施設の概要 施設整備事業費	所定様式	(付表 3)
4	職員の概要	所定様式	(付表 4)
5	収支計画(開設後 5 年間)	所定様式	(付表 5)
6	職員の研修・利用者・家族との関わり 地域との関わり・緊急時対応等について	所定様式	(付表 6)
7	誓約書	所定様式	(付表 7)

<添付書類>

1-1	定款（写）【既設法人のみ】	最新のもの	(付表 1) 関係
1-2	納税証明書（未納がないことの証明書でも可）	法人・代表者分	〃
3-1	開設予定地付近見取図	任意様式	(付表 3) 関係
3-2	施設の配置図、平面図、各室面積表	任意様式	〃
3-3	開設までの工程表	任意様式	〃
3-4	施設整備費用の内訳（積算根拠、見積書）	任意様式	〃
4-1	代表(予定)者として必要となる資格および 研修がある場合はその確認ができるもの	写し	(付表 4) 関係
4-2	勤務体制表（予定）	任意様式	〃
5-1	料金表(予定)	任意様式	(付表 5) 関係
5-2	各項目の積算の根拠 (開設後 1 年間の収支に係る部分)	任意様式	〃
5-3	法人の直近 2 年分の決算書 (貸借対照表、損益計算書)	任意様式	〃

※上記のほか、市が必要とする書類の提出を後日求めることがあります。